

音更町工業立地促進条例施行規則第2条に定める特定事業

日本標準産業分類における中分類のうち、以下のものに係る事業。

- (1) 林業
- (2) 水産養殖業
- (3) 食料品製造業飲料
- (4) たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く。）
- (5) 繊維工業
- (6) 木材・木製品製造業（家具を除く）
- (7) 家具・装備品製造業
- (8) パルプ・紙・紙加工品製造業
- (9) 印刷・同関連業
- (10) 化学工業（塩製造業を除く。）
- (11) 石油製品・石炭製品製造業
- (12) プラスチック製品製造業
- (13) ゴム製品製造業
- (14) なめし革・同製品・毛皮製造業
- (15) 窯業・土石製品製造業
- (16) 鉄鋼業
- (17) 非鉄金属製造業
- (18) 金属製品製造業
- (19) はん用機械器具製造業
- (20) 生産用機械器具製造業
- (21) 業務用機械器具製造業
- (22) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (23) 電気機械器具製造業
- (24) 情報通信機械器具製造業
- (25) 輸送用機械器具製造業（鉄道車両・同部品製造業を除く。）
- (26) その他の製造業
- (27) 電気業
- (28) 熱供給業
- (29) 情報サービス業
- (30) 道路旅客運送業
- (31) 道路貨物運送業
- (32) 水運業
- (33) 倉庫業
- (34) 運輸に付帯するサービス業（鉄道施設提供業を除く。）
- (35) 各種商品卸売業
- (36) 飲食料品卸売業
- (37) 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
- (38) 機械器具卸売業
- (39) その他の卸売業
- (40) 学術・開発研究機関
- (41) 宿泊業
- (42) その他の生活関連サービス業のうち旅行業
- (43) 娯楽業
- (44) 廃棄物処理業
- (45) その他のサービス業